資料１－１

「公立保育所の施設改善に関する基本方針」について

公立保育所の多くで老朽化が年々進行しており、早期の対応が求められていることから、今後の公立保育所における良好な保育環境を確保するため、24年7月に施設改善に関する基本方針を策定した。保育所ごとの施設の状況（築年数、構造、児童数等）に応じ、3つの方法により対応することとしている。

１　中長期保全計画による維持保全【対象：築30年未満の木造、RC造…10か所】

２　大規模改造・改修　【対象：築30年以上のRC造…34か所】

３　建替え【対象：築30年以上の木造（改修困難）…6か所（現在5か所）】

上記改修等が困難な、築30年以上の木造保育所については、建替えを行う。

（1）条件が整った施設から、施設ごとの状況を勘案した「保育所改築整備計画」を策定し、整備年度、整備場所、規模、整備・運営主体等の詳細を定める。

（2）需要がある地域は、定員増を図るとともに、多様な保育ニーズに対応できる施設とする。

（3）児童への影響を考慮し、可能な限り、現在の場所の敷地外に用地を確保して整備する。

（4）整備・運営手法については、児童数、保育需要、立地条件、費用対効果等総合的に勘案し、原則、以下2手法のいずれかとする。

①　民設民営（民間による建替えまたは新設　＋　民間運営）

※　実施にあたっては、円滑に民間事業者の運営に移行するための基本原則を定めた「民間移管に関する実施基準」を基に移行を進める。

②　公設公営（リース方式　＋　市直営）

≪対応状況≫　6か所（大森、緑町、小倉台、千城台西、小深、寒川）のうち1か所（寒川）については実施済。（民設民営の寒川保育園として平成27年4月に開園。）

【対象保育所の選定結果】

上記の方針に基づき、建替え対象の保育所のうち、**大森保育所**及び**緑町保育所**について、保育所敷地外に仮設園舎建設場所が確保できた。そのため、建設工事に際する保育の継続及び児童の安全性が確保できたことから、保育所改築整備計画を策定し、建替えを実施することとする。

	大森 (47 年)	緑町 (48 年)	小倉台 (46 年)	千城台西 (44 年)	小深 (42 年)
仮設園舎建設場所	○ 大森小学校用地	○ 緑町中学校用地	×	×	×
安全確保	○	○	×	×	×

※　()内は H28.4.1 時点の築年数。